

# 国民年金被保険者実態調査 Q&A



Q.1

どんな人が調査の対象なのですか。

Q.2

どうして自分が選ばれたのですか。

Q.3

年金の届出をしているのに、なぜ調査が必要なのですか。

Q.4

回答した内容の秘密は守られますか。

Q.5

回答した内容が、年金保険料の納付の督促や税金の資料に使用されることはないですか。

Q.6

調査の結果はどのように利用されるのですか。

Q.7

「整理番号」で個人を特定できるのではありませんか。

**Q.8** 

調査票を提出しないと、罰則があるのですか。

Q.9

住所や氏名が間違っているのですが、どうすればいいですか。

Q.10

調査の対象となった本人は亡くなったのですが、どうすればいいですか。

Q.11

<u>現在、厚生年金に加入していますが、回答する必要がありますか。</u>

Q.12

調査の対象となった本人は現住所にいませんが、どうすればいいですか。

Q.13

全く知らない人あての調査票が届きましたが、どうすればいいですか。

Q.14

調査の対象となった本人が記入しなくてはいけませんか。

Q.15

住所や氏名は記入しなくていいのですか。

Q.16

締め切りに間に合わない場合は、どうすればいいですか。

## < Q.1 >

どんな人が調査の対象なのですか。

## <A>

「国民年金第1号被保険者」のうち、平成29年3月末現在で、20歳~59歳の約1,600万人の中から、無作為に選んだ約6万人が調査の対象です。

## ■ 国民年金第1号被保険者とは

日本国内にお住まいの20~59歳の方は皆、年金に加入することになっています。

年金の加入者(被保険者)のうち、会社などに勤め、厚生年金に加入している方を、「第2号被保険者」といい、第2号被保険者に扶養されている配偶者を「第3号被保険者」といいます。そして、第2号被保険者でも第3号被保険者でもない方を、「第1号被保険者」といい、例えば、自営業を営んでいる方や農業・漁業に従事している方・その家族、パート・アルバイトをされている方、学生、無職の方などが該当します。

## <Q.2>

どうして自分が選ばれたのですか。

## <A>

国民年金第1号被保険者約1,600万人のうちから、無作為に約6万人を選んでおり、どの方にも同じように選ばれる可能性があります。

本来は、国民年金第1号被保険者約1,600万人全員に調査をお願いするのが望ましいのですが、そうした場合、膨大な費用と時間がかかってしまいます。そこで、一部の方について調査を行い、その結果から全体の状況を推定する統計理論に基づき、ランダム(無作為)に約6万人を選んでいます。

保険料を納めている方や納めていない方、免除を受けている方を区別せずに ランダムに選んでおります。

1人の回答が約250人を代表するデータとなり、これによって全体の状況を推定することになります。ご協力をお願いします。

## < Q.3 >

年金の届出をしているのに、なぜ調査が必要なのですか。

## <A>

年金に関する届出などからは、年金加入者数や免除の状況などの情報は分かりますが、年金制度と深く関連する、皆さまの働き方や世帯の消費支出の状況、皆さまが制度に関してどのように考えていらっしゃるかなどの状況は分かりません。

保険料免除制度の在り方や年金広報の在り方などを検討していく上で、このような情報は必要不可欠ですので、この調査を実施しています。

## < Q.4 >

回答した内容の秘密は守られますか。

# <A>

はい。調査の秘密は厳しく守られるようになっていますので、ご安心ください。

調査票に記入していただいた内容など、調査において知り得た事項を他に漏らすことは、統計法という法律により固く禁じられています。

また、この調査では、調査票から個人を特定できない仕組みとなっていますので、安心してお答えください。

## < 0.5 >

回答した内容が、年金保険料の納付の督促や税金の資料に使用されることはありませんか。

## <A>

そのようなことは決してありません。

お答えいただいた内容を、統計以外の目的に使うことは統計法という法律で 固く禁じられています。また、調査票から個人を特定できない仕組みになってお り、年金保険料の納付の督促などに用いることはできませんので、安心してお 答えください。

#### < 0.6 >

調査の結果はどのように利用されるのですか。

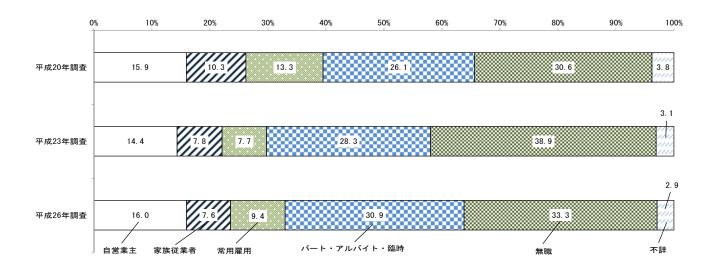
## <A>

ご協力いただいた調査票は、年齢別や就業状況別などで分析し、統計数値としてまとめられます。その結果は、今後の年金制度の見直しや国民年金の事業運営に必要な貴重な資料として、国会やさまざまな審議会、研究会などにおいて使われています。

過去の調査結果はこちらをご覧ください。

なお、お答えいただいた内容を統計作成以外に用いることは、統計法という法律で固く禁じられています。また、調査票から個人を特定できない仕組みになっており、年金保険料の納付の督促などに用いることはできませんので、安心してお答えください。

<前回(平成26年)の調査結果より抜粋>



## < Q.7 >

「整理番号」で個人を特定できるのではありませんか。

## <A>

そのようなことはありませんので、安心してご提出ください。

整理番号何番の方がどなたかというのは調査票をお送りした際に用いた調査対象者名簿に記録されていますが、調査票の回収後に、その名簿は消去いたします。そのため、整理番号が何番の方が回答していただいたかは分かりますが、それがどなたなのかは分からず、個人を識別できない仕組みになっています。

なお、整理番号は、今回の調査でのみ使用する番号なので、この番号から基 礎年金番号などが判明することはありません。

## < Q.8 >

調査票を提出しないと、罰則があるのですか。

## <A>

罰則はありません。しかし、調査結果は今後の年金制度の施策を決める上で大切な基礎資料となります。1人の回答が約250人を代表するデータとなり、これによって全体の状況を推定することになりますので、調査を拒否される方がいると、結果に偏りが生じてしまいます。その旨をご理解の上、調査にご協力をお願いいたします。

なお、調査票を期限までにお送りいただけない場合は、再度、調査票をお送り させていただくことがございますので、ご了承ください。

## <Q.9>

住所・氏名の一部に誤りがあったり、以前の住所・氏名が記載されていた場合、どうすればいいですか。

## $\langle A \rangle$

住所や氏名の一部に誤りがある場合でも、調査票につきましては、回答をご記入いただいた上、同封の返信用封筒により送付をお願いいたします。

また、以前の住所・氏名が記載されていた場合は次のような理由が考えられます。

## <既に年金事務所などで住所変更や氏名変更の届出を行った方>

調査票は、平成29年3月末現在の状況に基づいてお送りしています。 そのため、平成29年4月以降に市・区役所または町村役場の国民年金担当 窓口、もしくは年金事務所で住所・氏名の変更の届出を提出した場合、今回 の調査内容に反映されていない場合がございます。ご容赦ください。

## <これから住所変更や氏名変更の届出、訂正を行う方>

住所や氏名の変更が必要な場合は、お手数ですが、お住まいの市・区役所または町村役場の国民年金担当窓口、もしくは年金事務所でお手続きをお願いいたします。

また、ねんきんダイヤル(TEL:0570-05-1165)でも手続方法などの確認ができますので、ご利用ください。

#### < Q.10>

調査の対象となった本人は亡くなったのですが、どうすればいいですか。

## < A >

大変失礼いたしました。

調査票は、平成29年3月末現在の状況に基づいてお送りしています。

そのため、お亡くなりになられた旨の届出を平成29年4月以降に市・区役所または町村役場の国民年金担当窓口、もしくは年金事務所でお手続きされた場合は、今回の調査内容に反映されていない場合がございます。

今後、締め切り日までに回答していただいていない方に、再度、調査票をお送りすることがありますので、差し支えなければ、下記電話番号にお電話いただき、調査票の左上にある整理番号をお教えください。調査票が再度送付されないようにいたします。

なお、送付された調査票は破棄していただいて構いません。もしくは、お亡くなりになられた旨のメモなどを添えていただき、調査票を返信用封筒に入れて郵便ポストへの投函をお願いいたします。

厚生労働省 年金局 事業管理課 調査室 国民年金被保険者実態調査 担当

電話:(代表)03-5253-1111(内線)3585 受付時間:平日 10:00~12:00,13:00~18:15

## <Q.11>

現在、厚生年金に加入していますが、回答する必要がありますか。

# <A>

はい。現在、厚生年金に加入中の方でも、ご回答をお願いいたします。なお、この調査票は、平成29年3月末現在に<u>国民年金第1号被保険者</u>であった方にお送りしています。

#### <Q.12>

調査の対象となった本人は現住所にいませんが、どうすればいいですか。

## <A>

## <調査の対象となった方がご家族の場合>

可能であれば、調査票を調査の対象となった方へ転送いただくようお願いします。それが難しい場合には、調査の対象となった方のことが分かる方の代筆でも結構です。分かる範囲でかまいませんので代筆をお願いいたします。

## <調査の対象となった方がご家族以外

(前にその住所に住んでいた人など)の場合>

郵便法に基づき、次の対応をお願いいたします。

受取人がその住所にいない旨を書いたメモ用紙などを郵便物の表面に貼り付けて、郵便ポストへの投函をお願いいたします。

誤って開封してしまった場合は、開封した箇所をセロハンテープなどでふさいでいただいた上、「受取人がその住所にいない旨」「誤って開封した旨」「あなたのご氏名・ご住所」を書いたメモ用紙などを郵便物の表面に貼り付け、郵便ポストへの投函をお願いいたします。

今後、締め切り日までに回答していただいていない方には、再度調査 票をお送りすることがありますので、差し支えなければ、下記電話番号に お電話していただき、封筒の住所・氏名をお知らせください。調査票が再度 送付されないようにいたします。

厚生労働省 年金局 事業管理課 調査室 国民年金被保険者実態調査 担当

電話:(代表)03-5253-1111(内線)3585 受付時間:平日 10:00~12:00,13:00~18:15

#### <Q.13>

全く知らない人あての調査票が届きましたが、どうすればいいですか。

## <A>

お手数ですが、郵便法に基づき、次の対応をお願いいたします。

## く誤配達があった場合>

誤配達である旨を書いたメモ用紙などを郵便物の表面に貼り付け、郵便ポストへの投函をお願いいたします。

誤って開封してしまった場合は、開封した箇所をセロハンテープなどでふさいでいただいた上、「誤配」「誤って開封した旨」「あなたのご氏名・ご住所」を書いたメモ用紙などを郵便物の表面に貼り付け、郵便ポストへの投函をお願いいたします。

## <前にその住所に住んでいた人あてに送付された場合>

受取人がその住所にいない旨を書いたメモ用紙などを郵便物の表面に貼り付けて、郵便ポストへの投函をお願いいたします。

誤って開封してしまった場合は、開封した箇所をセロハンテープなどでふさいでいただいた上、「受取人がその住所にいない旨」「誤って開封した旨」「あなたのご氏名・ご住所」を書いたメモ用紙などを郵便物の表面に貼り付け、郵便ポストへの投函をお願いいたします。

今後、締め切り日までに回答していただいていない方には、再度調査 票をお送りすることがありますので、差し支えなければ、下記電話番号に お電話していただき、封筒の住所・氏名をお知らせください。調査票が再度 送付されないようにいたします。

厚生労働省 年金局 事業管理課 調査室 国民年金被保険者実態調査 担当

電話:(代表)03-5253-1111(内線)3585 受付時間:平日 10:00~12:00,13:00~18:15

## <Q.14>

調査の対象となった本人が記入しなくてはいけませんか。

# <A>

はい。ご自身でご記入ください。ご自身で記入できない場合は、調査の対象となった方のことが分かる方の代筆でも結構です。

分かる範囲で構いませんので、代筆をお願いいたします。

ご協力をお願いいたします。

## < Q.15>

住所や氏名は記入しなくていいのですか。

# <A>

はい。この調査は、どなたの回答であるかを知る必要はありませんので無記名で結構です。

ご回答いただいた調査票は、折りたたんで(3つ折りくらい)、同封の返信用封筒に入れて郵便ポストに投函してください。

返信用封筒に切手は不要です。

## < Q.16 >

締め切りに間に合わない場合は、どうすればいいですか。

# <A>

締め切りを過ぎましても、ご回答いただき、お送りください。

記入がまだの方も、ご協力をお願いします。

締め切りを過ぎて提出していただいた方には、再度調査票をお送りしてしまうこともあります。その場合、新しい調査票はお手数ですが破棄してください。